

答 申 第 9 1 号
令和5年10月18日

奈良県知事 山 下 真 様

奈良県個人情報保護審議会
会 長 毛 利 透

特定個人情報保護評価書の再実施（全項目評価書）について（答申）

令和5年7月24日付けデジ戦第98号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

記

特定個人情報保護評価書の再実施（全項目評価書）については、特定個人情報保護指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める適合性及び妥当性を有していると認められます。

実施機関においては、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実施してください。